

新型コロナウイルス感染拡大予防のための個別ガイドライン

令和2年7月10日

改定 令和2年9月4日

神奈川県立青少年センター

1 感染防止のための基本的な考え方

- 青少年センターは劇場、スタジオ、研修室、相談室及び事務室を有し、多くの県民や団体が利用、来場する施設である。
- 当センターで、クラスターが発生した場合、その後何か月も休館せざるを得なり、関係者や関係団体のみならず、他の多くの県民、団体に多大な迷惑が及ぶこととなる。
- そこで、「青少年センターから新たな感染者を出さない。クラスターを発生させない」ことを目的として、公益社団法人全国公立文化施設協会が作成した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日）等を参考にして、県立青少年センターの施設管理者、来場者及び施設利用者等が実施すべき基本的な対策を整理して、ガイドラインとして策定した。
- しかしながら、当センターは上記のとおり複合施設であり、部屋（施設）ごとの利用の仕方が大きく異なることから、各部屋（施設）に焦点を当てた個別ガイドラインを別途作成することとし、両方を実施することで新型コロナウイルス感染拡大の予防に当たるものとする。
- また、青少年センター科学部は事務所所在地が異なるため、本ガイドラインとは別に科学部用のガイドラインを作成し、実施することとする。
- なお、本ガイドラインの内容は、今後の神奈川県の対処方針等の変更や地域の動向を踏まえ、必要に応じて適宜改定を行うものとする。
感染症対策専門家の意見を踏まえ、令和2年9月4日に改定を行った。

2 青少年センター全体に共通する対応、対策

(1) 全館に共通して講じる予防措置

<施設管理者の取組>

- ・ 来場者が入室する場所ごとに感染防止対策取組書を掲示し、LINE コロナお知らせシステムによるQRコードをスマートフォン等で読み取るよう、要請する。掲示場所は次のとおり。※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。
 - （1階）正面玄関、紅葉坂ホール
 - （2階）スタジオ HIKARI、交流スペース、演劇資料室、NPO 活動室1、NPO 活動室2、受付交流サロン

(3階) 練習室、研修室1、研修室2、青少年資料室

(屋上階) エレベータホール

- ・ 高頻度に接触する個所(例:ドアノブ、階段の手すり、トイレの手すり、照明スイッチ、エレベータの操作ボタン、1階休憩コーナー(玄関から受付カウンターまで))の消毒を清掃業務受託者に依頼する。
- ・ 来場者と対応する窓口に、ビニールカーテン等、手指消毒液を設置する。(手指消毒用アルコール消毒液の場合は、アルコール濃度60%以上)
- ・ 事務室内のコピー機、FAXの操作ボタンの消毒を行う。
- ・ ホール、研修室等の部屋に応じて、適切な換気を行う。(中央監視室への連絡を含む)
- ・ 1日の業務終了後、「燃えるごみ」を貯留する袋の口を縛る等の処理を行い、翌朝に回収する清掃業務受託者の作業員の感染防止に配慮する。
- ・ トイレの個室は、蓋を閉じて水を流すように表示する。
- ・ トイレに設置してあるジェットタオルは、当分の間、使用を停止する。
- ・ トイレに並ぶ間隔を保つため入り口付近に順番待ちの目印を表示する。
- ・ 手洗いの実施について、トイレ付近に掲示を行う。

(2) 玄関回り

<施設管理者の取組>

- ・ 発熱、咳、咽頭痛などの症状のある方は入館しないよう、来場者に要請する。
- ・ マスク着用を来場者全員に要請する。
- ・ 手指消毒液を配置し、手指消毒を来場者に要請する。
- ・ 手指消毒液が空にならないよう、適宜交換、補充する。
- ・ LINE コロナお知らせシステムによるQRコードをスマートフォン等で読み取るよう、来場者に要請する。
- ・ ソーシャルディスタンスを確保し、来場者同士が接近しないように要請する。
- ・ 入場待ちの整列の目安を表示する。

建物の内部 …石張りの床材 (98cm×65cm) 1枚に1人

建物の外(庇) …石張りの床材 (60cm×60cm) 1枚飛ばして並ぶ

(3) 1階休憩コーナー(玄関からホール受付カウンターまで)

<施設管理者の取組>

- ・ 木製の背もたれのある一人掛椅子は、並んで座らないように表示する。
- ・ ベージュのソファ(3人掛)は、真ん中は座らないように表示する。
- ・ 椅子の前後は、1メートルの間隔を空けて配置する。
- ・ 椅子の背もたれは、適宜、消毒する。

(4) 来場者が入場後に具合が悪くなり、感染が疑われる場合の対応

＜施設管理者の取組＞

- ・ マスクと手袋を着用した職員により、速やかに別室へ案内する。
- ・ 非接触式体温計で検温する。
- ・ 青少年センター内で情報を共有するとともに、保健所等へ連絡し指示を仰ぐ。

(5) 広報について

＜施設管理者の取組＞

- 青少年センターのウェブページ、施設内掲示等により、次について来場者向け広報を発信する。
 - ・ 発熱や風邪症状のある方、体調のすぐれない方は入館を控えていただく。
 - ・ 入館する際、マスクの着用、手指消毒を行う。
 - ・ 玄関に掲示してある感染防止対策取組書に記載された、LINE コロナお知らせシステムによるQRコードをスマートフォン等で読み取る。
 - ・ 館内ではソーシャルディスタンスを確保して行動する。

3 青少年センターに勤務する職員が講じる、職員自身の対応、対策

○ 県が全職員向けに定めた「新型コロナウイルス感染症への備えと対応」を踏まえて各自が対応するが、主な事項は次のとおりである。

(1) 勤務開始前、勤務終了後の対応

- ・ 出勤前に、毎日、体温を測定して記録する。
- ・ 発熱等の風邪症状が見られるときは職場を休み外出を控える。
- ・ 通勤時にはマスクを着用する。また、咳エチケットを行う。
- ・ 「人との接触を8割減らす、10のポイント」、「『新しい生活様式』の実践例」を実践する。

(2) 勤務中の対応

- ・ こまめに手洗い、又は手指消毒を行う。
- ・ 昼食等の時間を除き、原則として勤務中もマスクを着用する。
- ・ 会議、打合せ等を開催する際は、職員間の適切な距離の確保を徹底する。

4 来場者へのお願い

＜来場者ご自身で取り組んでいただくこと＞

(1) 玄関

- ・ 発熱や風邪症状のある方、体調のすぐれない方は入館を遠慮するようお願いする。

- ・ 入館する際のマスクの着用、手指消毒をお願いする。
- ・ 玄関に掲示してある感染防止対策取組書に記載されている、LINE コロナお知らせシステムによるQRコードをスマートフォン等で読み取るようお願いする。

(2) 1階休憩コーナー（玄関からホール受付カウンターまで）

- ・ 隣り合わせて座らないよう、間隔を空けて座るをお願いする。
- ・ 向かい合わせにならないように、席の工夫をお願いする。

(3) 館内

- ・ 館内の各部屋の入り口付近に掲示してある感染防止対策取組書の、LINE コロナお知らせシステムによるQRコードを読み取るようお願いする。
- ・ エレベータを利用する際は、密集・密接を避けるよう、少人数での利用をお願いする。エレベータの定員は、カゴの中に、1号機15名、2号機11名と表示されているが、当分の間次の数字を利用の目安としていただく。

（目安）1号機：5名

2号機：4名

- ・ 各所に手指消毒液が置いてあるので、適宜、消毒をお願いする。
- ・ トイレの入り口に並ぶ際には、間隔を保って並ぶようお願いする。
- ・ トイレを利用する際は、蓋を閉めて水を流すようお願いする。
- ・ 飛沫の飛散を防ぐため、トイレのジェットタオルは使用を止めているため、タオル・ハンカチ等の用意をお願いする。

(4) 納品、修理等で来場した事業者の方

- ・ 適切な感染防止措置を講じて入場するよう、お願いする。

5 青少年センター内の各部屋(施設)における予防措置

(1) 紅葉ヶ丘ホール、楽屋、ホワイエ、スタジオHIKARI、交流スペース、練習室、演劇資料室

添付1のとおり（ホール運営課作成）

(2) 研修室1、同2、指導者育成課事務室及び青少年資料室、出張して実施する事業

添付2のとおり（指導者育成課作成）

(3) NPO活動室1及び2、受付交流サロン、相談室及び青少年サポート課事務室、出張して実施する事業

添付3のとおり（青少年サポート課作成）

- (4) 青少年センター（西区紅葉ヶ丘）で実施する科学部関係事業
添付4のとおり（科学部作成）

※ プロミティあつぎに所在する科学部に適用されるガイドライン
を別途作成

- (5) 館長室、管理課・ホール運営課事務室、屋上、エレベータ及び各階トイレ
添付5のとおり（管理課作成）

- (6) 当センターの委託業務を受託している事業者に関する感染防止策

＜施設管理者の取組＞

ア 清掃業務

- ・ 各種の感染防止対策を適切に講じるよう、清掃業務を受託した事業者
に要請する。
- ・ 特に、作業中はマスク、手袋の着用を徹底すること、また、作業を終
えて休憩・食事をする前、一日の作業を終えた後は、必ず手洗いを
行うよう自社作業員に指示することを、受託者に要請する。

イ 警備等業務

- ・ 各種の感染防止対策を適切に講じるよう、警備等業務を受託した事
業者に要請する。
- ・ 特に、庁舎内での警備業務中のマスク着用、庁舎外にあっても対人接
触を伴う場面でのマスク着用を自社警備員に指示することを、受託者
に要請する。

ウ 設備運転監視業務等

- ・ 各種の感染防止対策を適切に講じるよう、監視業務を受託した事
業者に要請する。
- ・ 特に、庁舎内で監視業務にあたる時、また、監視業務以外でも対人
接触を伴う業務に従事するときはマスクを着用することを、自社作
業員に指示することを、受託者に要請する。